

●公園の名称が決まりました●



令和4年4月の都市計画決定により、地区内に5か所ある街区公園の名称が決まりました。各公園の場所・名称については、左図をご覧ください。

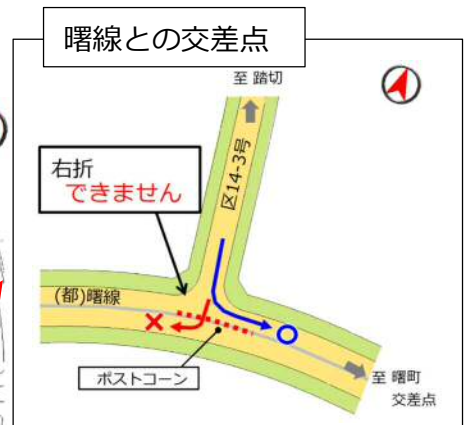
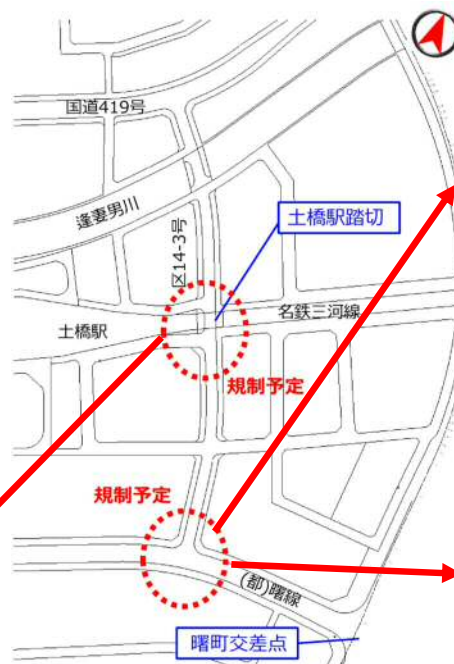
区画整理事業では、公園の粗造成まで行い、施設整備は、別途、公園事業として行います(公園事業の問合せは豊田市役所公園緑地つくる課 TEL 0565-34-6676まで)。

今年度は、土橋八幡社東公園、土橋駅北公園及び1号土橋公園の粗造成(黄色の部分)を行っています。公園としての施設整備は、造成完了後順次行っていく予定です。

●踏切の開通について●

令和3年2月から通行止めとなっている土橋駅の踏切については、令和5年2月末までの開通を目指して工事を進めています。

踏切の開通に伴い、周辺の道路形態が変更となります。右折ができなくなる交差点がありますので、ご注意ください。



● 宅地分譲のお知らせ ●

事業地内において、宅地（保留地）を7区画販売します。土橋駅徒歩圏内に家を作る絶好の機会です。ぜひ、ご検討ください。

◆申込受付 令和5年1月23日(月)～2月10日(金) 午前9時～午後5時 ※土・日曜日除く
土橋区画整理事務所

◆抽せん 令和5年2月25日(土) 土橋区画整理事務所

※現地撮影日 R4.11月下旬

★宅地番号1★



★宅地番号2★



★宅地番号3・4★



★宅地番号5★



★宅地番号6★



★宅地番号7★



● 所有権移転届について ●

事業地内の土地を売買、贈与、相続等により所有権移転した場合は、土橋区画整理事務所へ「所有権移転届」を提出してください。

提出がない場合、仮換地証明の発行や76条許可申請等の手続き、権利者への連絡が遅れてしまう場合がありますのでご注意ください。

また、共有名義の場合は、「所有権移転届」と併せて、「代表者選任届」が必要になります。

● 76条許可申請について ●

土地区画整理法第76条により、事業地内で以下の行為を行うときは予め申請することとなっています。

- ◆土地の形質の変更 *切土、盛土など
 - ◆建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - *建築物：専用住宅、共同住宅、店舗、物置、車庫(カーポート)など
 - *工作物：フェンス、塀、土留めなどの外構や舗装、基礎など
 - ◆移動が容易でない物件の設置又はたい積 *資材など
- その他、建築等関係法令、地区計画等についても別途確認が必要です。

※申請様式は、豊田市ホームページ市街地整備課のページに掲載してあります。

<区画整理全般、仮換地等に関するお問合せ>
豊田市役所 土橋区画整理事務所
豊田市曙町5-7
電話 0565-71-5211 FAX 0565-24-5775
e-mail : tuchihasi@city.toyota.aichi.jp

<工事、整備計画に関するお問合せ>
豊田市役所 市街地整備課
豊田市西町3-60 (市役所西庁舎5階)
電話 0565-34-6675 FAX 0565-34-6912
e-mail : shigaichi@city.toyota.aichi.jp